

点検のデジタル化について

中間とりまとめ

予防行政のあり方に関する検討会
(令和5年10月)

1. デジタル化の背景

2. 火災予防分野の定期点検の概要

(1) 消防用設備等の定期点検

(2) 防火対象物・防災管理対象物の定期点検

3. 検討会等における取組状況

4. 新たな点検方法の導入のための方策について

1. デジタル化の背景

(背景) アナログ規制の見直しに係る政府方針

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）抄

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを楽しみ、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

(1) 7項目のアナログ規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	7項目のアナログ規制等の見直し	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）において見直しの対象となっている7項目のアナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制及び往訪閲覧・縦覧規制）及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制等について、規制所管府省は、同工程表に基づき、着実に見直しを実施する。	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、順次措置（令和6年6月まで目処）	総務省

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）抄

2. 見直しの基本的な考え方と取組方針

(1) 構造改革のためのデジタル原則

① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務づける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含め、エンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国、地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

3. アナログ規制の見直し

(1) 法律、政令、省令への対応

調査会事務局（以下「事務局」という。）では、代表的なアナログ規制である目視規制、定期検査・点検規制、実施監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制（以下「7項目」という。）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される約5,000条項の法律、政令及び省令等の規定を洗い出し、（中略）「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。（以下略）

ii 7項目に関する法律、政令及び省令の見直し方針

事務局では、7項目に関する法律、政令及び省令等の規定として洗い出した約5,000条項のうち、約4,000条項については、（中略）それぞれの規制の種類や見直しの方針（中略）を確定させた。（別表1（方針確定リスト）参照）

(背景) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン

代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

(出典) (別紙) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン (2022年6月3日デジタル臨時行政調査会)

(背景) 定期検査・点検規制の類型化

火災予防分野の 各種定期点検

規制等の内容概要	現在Phase	見直後Phase (概要)	見直し完了時期
消防用設備等の定期点検	1-①	2 (技術中立化、検査等の一部周期の延長等)	令和5年度4月～9月
防火対象物の定期点検	1-②	2 (技術中立化)	令和5年度4月～9月
防災管理対象物の定期点検	1-②	2 (技術中立化)	令和5年度4月～9月

【出典】 デジタル原則を踏まえた アナログ規制の見直しに係る工程表 (令和4年12月21日 デジタル臨時行政調査会) ※消防庁で抜粋・加工

▼Phaseの考え方

PHASE 1
定期検査・
点検規制

- ①法令等により一律に「年1回」「月1回」「日1回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期的検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定
(第三者検査)

自らによる一定の基準への適合の判定
(自主検査)

実態・動向・量などの明確化
(調査・測定)

類型1

類型2

類型3

PHASE 2
デジタル技術の活用
による
規制目的の達成

人の介在が不要となる忠
実なアルゴリズム等の技
術の進歩

[新たな規制の在り方の検討]

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

[現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化 (技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化)
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化 (民間の研究開発・参入を促進)
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

類型1

類型2

類型3

PHASE 3
定期的検査・調査・
測定の撤廃

- 第三者検査の撤廃
- 検査周期の延長
常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替 (自主検査とその記録の保存等を義務づけ)

例) 高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

- 定期自主検査の撤廃
- 検査周期の延長
常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替 (検査記録の保存等を義務づけ)

例) 遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長
例) 高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

- 定期調査・測定
規制の撤廃
常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

【出典】 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン (令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会) ※消防庁で抜粋・加工

2. 火災予防分野の定期点検の概要

(1) 消防用設備等の定期点検

(2) 防火対象物・防災管理対象物の定期点検

消防用設備等点検報告制度（概要）

1. 消防用設備等点検制度の趣旨・目的

消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告を義務付けているもの。（昭和49年の消防法改正により創設。昭和50年4月より施行。）

2. 根拠法令等

◆消防法第17条の3の3（抄）

第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

◆消防法施行規則第31条の6（抄）

法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2～4（略）

5 法第17条の3の3の規定による点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める。

6・7（略）

◆平成16年消防庁告示第9号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）

第2 点検の内容及び点検の方法

点検の内容及び点検の方法は、次のとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画によるものとする。

1 機器点検 次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

- (1) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

2 総合点検 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

第3 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

表（抜粋）

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備 等	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙器具 等	機器点検	6月
	総合点検	1年

消防用設備等点検報告制度（概要）

※前頁からの続き

<点検基準>

◆昭和50年消防庁告示第14号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。

- 1 消火器具の点検の基準及び点検票 別表第1及び別記様式第12～36（略）

<点検要領>

◆平成14年消防予第172号（消防用設備等の点検要領の全部改正について）別添（略）

【点検基準・点検要領（一部抜粋）】

設備名	点検基準 (設備が適正な状態であることを確認するための基準が定められている。)		点検要領 (設備が適正な状態であることを確認するための点検方法・判定方法が定められている。)		
	点検項目	確認事項(適正な状態)	点検方法	判定方法(抜粋)	
消火器	(1) 設置状況 イ 設置間隔	防火対象物の各部分からそれぞれ当該消火器具に至る歩行距離が規定の数値以下であること。	目視又は簡易な測定により確認する。	防火対象物又は設置を要する場所の各部分から、一の消火器に至る歩行距離が20m以下、大型消火器にあっては30m以下となるように配置してあること。	
屋内消火栓設備	(1) 水源	ア 貯水槽	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
		イ 水量	規定量が確保されていること。	水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計のないものにあつては、マンホール等の蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。
自動火災報知設備	(2) 受信機及び中継器 オ 電圧計	変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。	目視及び計器等により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・変形、損傷等がないこと。 ・電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 	
非常警報設備	(1) 非常電源(内蔵型)	工 切替装置	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
		オ 充電装置	変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。
誘導灯	(1) 誘導灯 イ 非常電源 (ウ) 機能	正常であること。	非常電源に切り替えて目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・不点灯、ちらつき等がないこと。 ・定格の時間、非常点灯するかを確認する。 	

2. 火災予防分野の定期点検の概要

(1) 消防用設備等の定期点検

(2) 防火対象物・防災管理対象物の定期点検

防火対象物点検制度（概要）

防火対象物点検制度の趣旨・目的

多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の**管理権原者**に対して、消防法令により義務づけられている火災の予防上必要な事項について**防火対象物点検資格者**による技術的な観点からの定期点検を義務づけ、その結果を消防機関に報告させることにより、管理権原者による防火管理業務の消防法令への適合を確保するもの。



根拠法令等

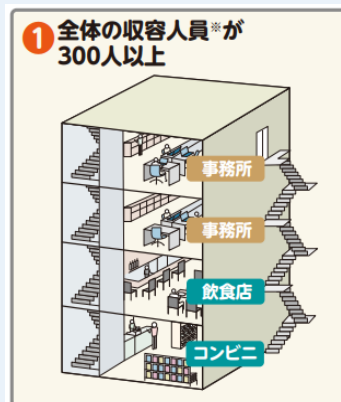
◆消防法第8条の2の2

多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者に対して、当該防火対象物が消防法に関して総務省令で定める基準に適合しているかどうか、火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）による火災予防点検を義務づけるもの。点検が必要となるのは、消防法第8条第1項による防火管理を義務づけられる防火対象物のうち、火災予防上必要があるものとして政令で定めるもの。

◆消防法施行令第4条の2の2

政令で定めるものとは、施行令別表第一(一)から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物で次の1、2に掲げるもの。

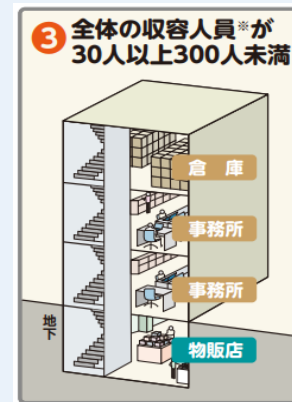
- 1 収容人員が300人以上のもの
- 2 施行令別表第一(一)から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階（一階及び二階を除く）に存する防火対象物で当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていないもの



1に該当



2に該当



■ 施行令別表第一(一)から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イに該当する用途

■ 上記以外の用途

◆消防法施行規則第4条の2の4

法第8条の2の2第1項の規定による点検は、1年に1回行うものとする。

防火対象物点検報告制度（概要）

※前頁からの続き

<点検基準>

◆消防法施行規則第4条の2の6

総務省令で定める基準として、防火管理に係る届出の有無、避難上必要な施設の管理、消防用設備等の設置の有無等の10項目を列記。

◆平成14年消防庁告示第12号（消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件）

規則に規定する10項目の一部について、更にその細目を規定。

<点検要領>

◆平成14年消防安第125号（消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等について）

点検に係る方法、判定方法等を規定。

【点検基準・点検要領（一部抜粋・要約）】

総務省令で定める点検基準	消防庁告示で定める事項	点検要領	
		点検方法	判定方法
防火管理に係る消防計画及び防火管理者選任（解任）の届出がされていること。	—	消防計画作成（変更）届出書の写しにより確認すること。 防火管理者選任（解任）届出書の写しにより確認すること。	消防計画が作成されていること。 当該防火対象物の防火管理者として必要な資格を有している者が選任されていること。
防火管理に係る消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。	自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項	自衛消防の組織の編成員の聴取により、任務分担等の把握の状況について確認すること。 自主検査の箇所の状態について目視により確認すること。	自衛消防の組織の任務分担及び指揮命令系統が、編成員に把握されていること。 消防計画に定められたところにより、自主検査の実施項目に係る検査が実施されており、その結果、不備があった場合に必要な措置が実施されていること。
法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	—	廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理の状態を目視により確認すること。	廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されないよう管理されていること。
消防用設備等又は特殊消防用設備等が、消防庁長官の定めるところにより、法第17条第1項及び第3項、法第17条の2の5並びに法第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って設置されていること。	消火器又は簡易消火用具にあっては、令第10条第1項及び第3項の規定に従って設置されていること。 自動火災報知設備にあっては、令第21条第1項及び第3項の規定に従って設置されていること。	目視により防火対象物又はその部分に消火器の設置の有無を確認すること。 消防法令の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。	防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ、必要な能力単位を有する消火器又は簡易消火用具が設置されていること。 防火対象物又はその部分の用途、構造、規模に応じ設置されていること。

防災管理点検制度（概要）

防災管理点検制度の趣旨・目的

一定の用途、規模の防火対象物の**管理権原者**に対して、地震等、火災以外の災害時に必要な事項について、**防災管理点検資格者**による技術的な観点からの定期点検を義務づけ、その結果を消防機関に報告させることにより、管理権原者による防災管理業務の消防法令への適合を確保するもの。



根拠法令等

消防法第36条

消防法第8条から第8条の2の3までを読み替え
「防火管理者」⇒「防災管理者」等

消防法施行令第46条

消防法第36条の政令で定める建築物その他の工作物は、
政令第4条の2の4の防火対象物とする（自衛消防組織
を設置しなければならない対象物と同義）。

消防法施行規則第51条の14

消防法施行規則第4条の2の4の規定を準用する。
（点検は、1年に1回行うものとする。）

消防法施行規則第51条の14

総務省令で定める基準として、5項目を列記。
（防災管理者選任（解任）届出書等の有無、避難上必要な施設の適切な管理等）

消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理者対象物の点検基準に係る事項等を定める件 （平成20年消防庁告示第22号）

規則に規定する5項目の一部について、更にその細目を規定。

点検要領等

消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領について（平成21年1月26日付け消防予第37号）

上記規則、告示で定める項目について、**立ち会い、書類確認、聴取、目視確認**といった検査手法を用いた点検要領を通知。

対象用途

共同住宅（5）項口
格納庫等（13）項口
倉庫（14）項 } 以外の全ての用途



規模

- ① 階数が11以上の防火対象物
延べ面積10,000㎡以上
- ② 階数が5以上10以下の防火対象物
延べ面積20,000㎡以上
- ③ 階数が4以下の防火対象物
延べ面積50,000㎡以上
- ④ 地下街
延べ面積1,000㎡以上

※ 複合用途の場合は、共同住宅、格納庫等、倉庫部分を
除いた規模

各項目ごとの
点検要領等を定め、
通知した

3. 検討会等における取組状況

これまでの取組状況（消防用設備等の定期点検）

令和4年度までの取組状況

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえ、消防用設備等の定期点検に係るデジタル技術の活用による現行の規制の合理化等について、「消防用設備等定期点検制度のあり方に関する検討部会」（予防行政のあり方に関する検討会の部会）と同部会ワーキンググループを開催し、技術的な検討に着手した。（令和4年度：部会2回、ワーキンググループ2回開催）

また、現行の点検方法等にとらわれず、最新のデジタル技術等を活用して効率的・効果的に点検の目的を達成するための技術公募（令和4年11月21日から1か月間）を試行的に実施。その結果、消防用設備等メーカーなどから5件の応募（自動試験やオンライン点検）があったことから、ワーキンググループメンバーにより、効果・費用・導入可能性の観点から評価を実施した。（応募のあった技術については以下のとおり）

【応募のあった技術一覧】

	応募社名	テーマ	対象消防用設備等	点検方法
I	TOA株式会社	非常警報設備(放送設備)の状態監視が可能な「リモートメンテナンスサービス」の提案	非常警報設備(放送設備)	ネットワークカメラやスマートフォンカメラを用いて撮影した映像を活用して外観点検を行うとともに、機器の故障状態や作動状態を遠隔で常時監視することで、スピーカーの配線や鳴動に係る点検を自動化する。
II	一般社団法人日本照明工業会	蓄電池の自動点検機能(仮)を搭載した誘導灯の提案	誘導灯	誘導灯の蓄電池を自動的に点検し、点検結果を誘導灯本体のモニタに表示させ、不良の有無の確認を行う。(将来的にはリモコンや無線化も検討)
III	ヤマトプロテック株式会社	消防点検が不要または簡素化につながるIoT消火器BOXの提案	消火器	消火器BOXに設置された各種センサーやカメラ映像から、消火器の状態の監視を行う。(将来的にはこれらのデータに基づいてクラウドAIが異常の検知を行い、異常検知した場合は、点検結果を有資格者へ送付し確認を行うことを検討)
IV	サンコー防災株式会社	オンライン会議システムを活用した消火器のリモート点検の提案	消火器	オンライン会議システムを利用して、建物の所有者及び管理者がスマートフォンで有資格者の指示を受けながら消火器の点検を行う。
V	株式会社 Bit peeps	自動火災報知設備の受信機前での確認作業を感知器側などの現場サイドで確認できるシステムの提案	自動火災報知設備	センサーICTユニット、クラウド(AWS)、スマホアプリで構成されるシステムにより、自動火災報知設備の受信機前で行う確認作業を感知器側などの現場サイドで行う。

今年度の取組状況（9月時点）

9月14日に「第15回消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」（令和5年度第1回）を開催し、次の事項について検討等を行った。

- ◆ 新たな点検方法の導入のための方策について（改正の方向性案の提示等）
- ◆ 実証実験及び技術公募について（実証実験内容の説明、令和5年度の技術公募の概要説明等）

これまでの取組状況（防火対象物・防災管理対象物の定期点検）

今年度の取組状況（9月時点）

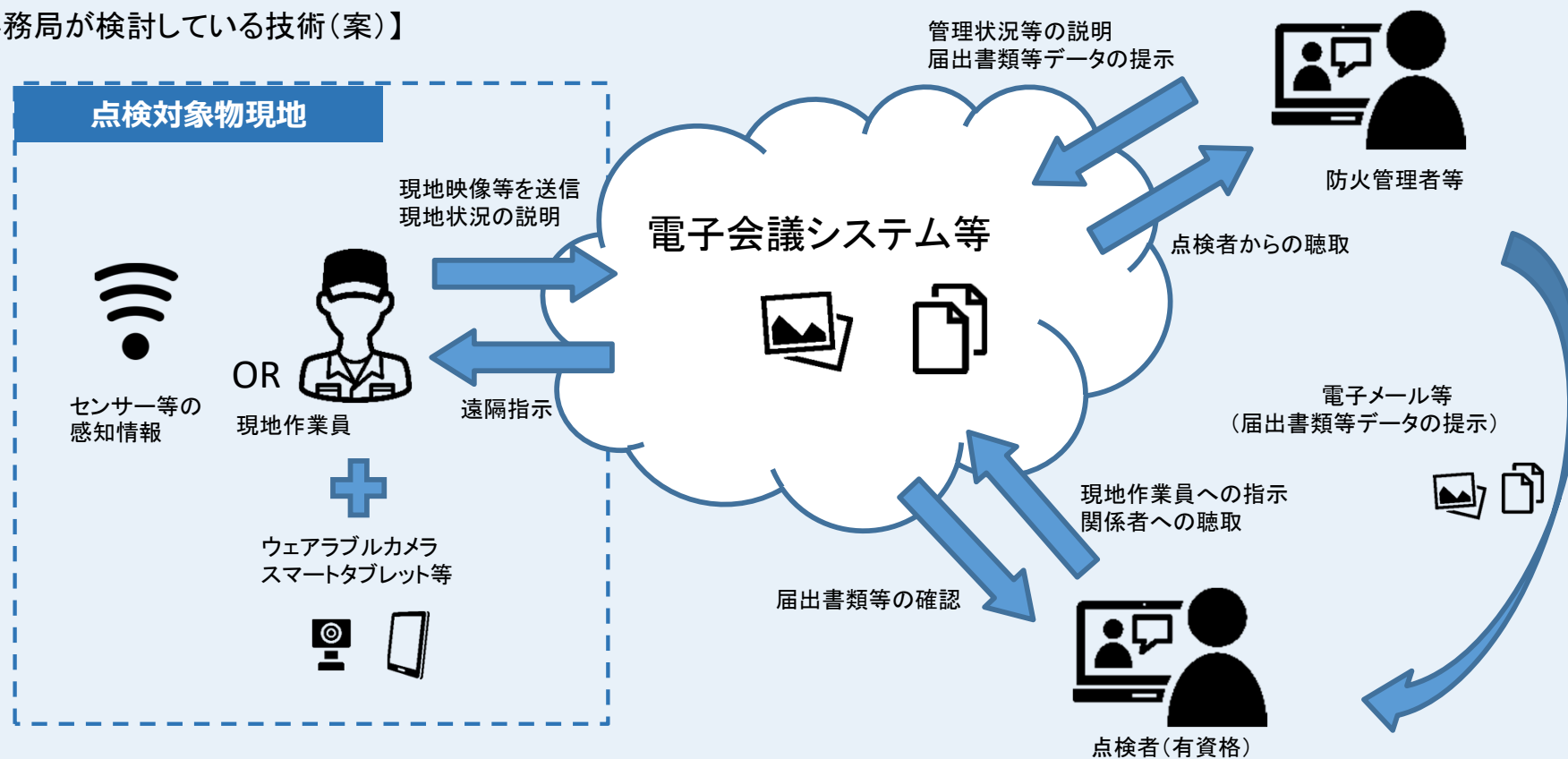
第1回火災予防の実効性向上作業チーム会議（8月3日開催）において、検討の進め方を提示しているところ、第2回においては現行の技術で採用可能な点検方法の代替技術を検討する。

<検討の進め方>

- 目視確認に係る項目を挙げ、目視に代えて判定が可能な項目か否か、また、可能ならばどのような技術であるかを検討する。
- 目視確認が必要な項目が残る場合には、点検作業を効率化するための運用方法をまとめる。

検討部会において、デジタル化自体を目的とするのではなく、火災予防上の安全性が確保されることを前提として検討を進める。

【事務局が検討している技術(案)】



4. 新たな点検方法の導入のための方策について

新たな点検方法の導入のための方策について①

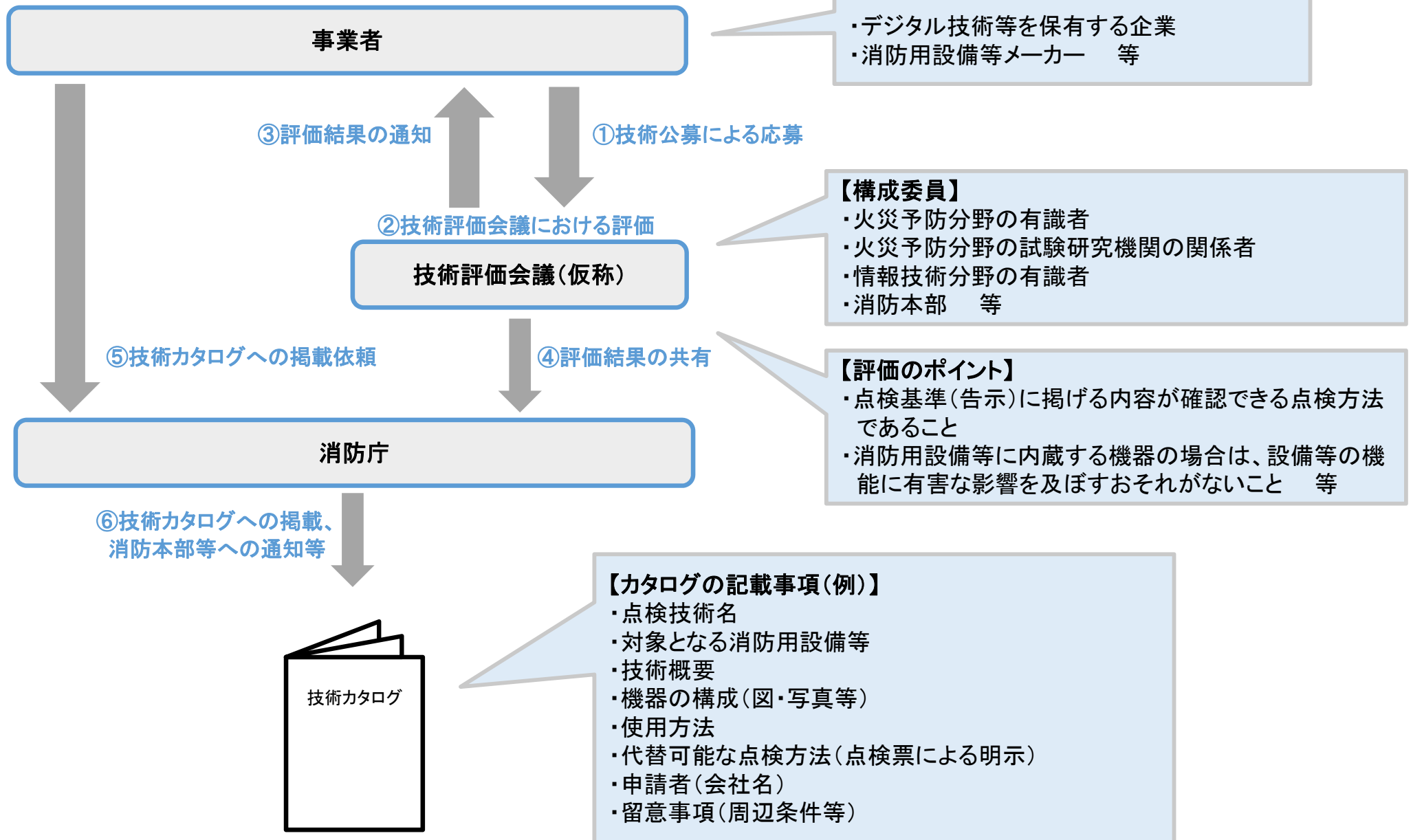
1. 基本的な考え方

- 現状、消防用設備等の定期点検については、消防用設備等の種類・部位ごとに定められた点検基準(告示)の点検項目・確認事項について、点検要領(通知)の点検方法・判定方法により点検を行っている。
また、防火対象物・防災管理対象物の定期点検については、管理の項目ごとに定められた点検基準(省令)・細目(告示)について、点検要領(通知)の点検方法・判定方法により点検を行っている。
 - 現行の点検方法によらず多様な技術や手法を取り入れるためには、点検方法に係る技術代替の規定を設ける必要がある。
⇒現行の点検要領(通知)における点検方法を代替する技術として様々なものが想定されるところであり、今後とも技術開発が進んでいくことが想定されることから、個別の点検方法の改正ではなく、様々な点検技術や手法を活用可能とするための新たな規定を設けることが適当である。
- 【新たな点検方法として想定される技術の例】

 - 自動的に電圧値や水位などの数値等を計測する機能(自動試験機能)
 - センサー等により機能等の異常時にアラートを発する機能(監視機能)
 - カメラ等による映像の撮影・記録機能(監視機能)
- また、新たな技術を取り入れるための仕組みとしては、継続的に技術公募を行い、技術評価会議(仮称)において従来の点検方法に代えることができると認められるものについて、カタログ形式でとりまとめ、消防庁からの通知やホームページ等で周知することが考えられる。(次頁)
 - なお、新たな点検技術や手法が導入された場合であっても、従来の点検方法によることも可能である。

新たな点検方法の導入のための方策について②

2. 技術カタログ掲載までの流れ (イメージ)



新たな点検方法の導入のための方策について③

下記事項について、引き続き「消防用設備等定期点検制度のあり方に関する検討部会」及び「火災予防の実効性向上作業チーム会議」において検討していく。

○ 上記 1・2 を踏まえた具体的な仕組みづくりや運用方法の検討

【運用方法のイメージ】

点検の実施	点検者は、現行の点検方法又は技術カタログに掲載された点検方法のいずれかにより点検を実施する。 (どちらの方法により点検を行うかは、防火対象物の状況等により点検者が選択する。)
点検票の記載	・点検内容や点検基準に変更はなく点検票の様式の改正は必要ないが、技術カタログに掲載された方法により点検を行ったことが点検票において判断できるようにする。(例:判定欄や備考欄への記載により判別できるようにする方法等) ・消防本部側は、点検票に記載された情報をもとに技術カタログを参照することで、点検方法の確認が可能

○ 点検方法の代替技術に関する調査・検討（資料 2 - 2 - 2）